

「ペイジー口座振替受付サービス規定」における当行所定等の文言についての補足説明

1. 適用範囲

- (1) 「ペイジー口座振替受付サービス」(以下「本サービス」といいます。)は、当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)([こちらをご覧ください](#))、もしくは当該収納機関から委託を受けた法人等(以下「収納受託法人」といいます。)の窓口に対して、当行預金者が本人名義の当行キャッシュカード(以下「カード」といいます。)を後記2.(1)の方法により提示して、後記3.(1)の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。

2. 利用方法等

- (2) 本サービスの取扱いは、当行所定の利用時間内([こちらをご覧ください](#))とします。